

特定商取引法・預託法の改正にあたって

2021年6月9日

公益社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

2021年6月9日、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立しました。

このたびの改正は、詐欺的な定期購入契約に対する規制や、これまで甚大な被害を生みさせてきた販売預託による取引を原則禁止するなど、大変高く評価できるものです。

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会の開催から消費者庁にはご尽力いただき、また、衆議院消費者問題に関する特別委員会、参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会の皆様には、クーリング・オフの発信主義の明確化や電磁的書面交付の施行日の延期の修正、参議院での附帯決議まで、取りまとめていただき、心から感謝申し上げます。

一方で、今国会において、電磁的書面交付を可能とする改正も含めて成立したことは、大変残念に思っています。

現状、高齢者の消費者被害の件数は高止まりにあり、情報商材や詐欺的な定期購入契約など、特定商取引法によって規制すべき取引が氾濫しています。脆弱な消費者に対し、攻撃的なアプローチをすることの多い特定商取引法の分野において、電磁的書面交付を可能とする改正は、新たなトラブルを増加させる可能性があります。

日々、消費者からの苦情、相談を受け止め、この法律を広く活用して消費者被害の回復を図っている消費生活相談員の団体として、全国の消費生活相談員の要請を受け、電磁的書面交付を認める改正に反対の意見表明をしてきました。

今後は、消費者庁もしくは消費者委員会において検討会を開催していただき、被害の未然防止のための政省令、ガイドラインについて、しっかり議論していただくよう要望します。また、何よりも、電磁的書面交付をするにあたっては、不招請勧誘規制が必要と考えます。そして、附帯決議の事項について、速やかに検討を開始してください。

加えて、消費者、事業者に対して広く周知広報していただくこと、もし違反があった場合には、厳正な執行を迅速にさせていただくことを強く望みます。

消費生活相談員で組織する本協会は、今後、消費生活相談員が改正法をしっかりと運用できるよう、支援していく所存です。